千葉基礎セミナー講義ノート

2003年5月27日: ウルトラマン事件第2回

		原告	被告
主張内容		ハヤタ隊員に損害賠償を請求する	ハヤタ隊員は損害賠償をしなくてもよい
主限内主張		頭を大きないけれています。 これの はいい は は 現 か で で あ とと で な が な が い い か い か で で な が な が い い か が で な が い い か が で な が な が い い か な が な か か な が な か か な が な か か な が な か か な が な か か な が な か か な が な な か か な が な な か か な が な な か か な が な な か か な な な か か な な か な な な か か な な な か か な な な か か な な な か か な な な な な か か な な な な な か か な	もには現治では、 に出現治ででは対処できないできないできがは対処では、 といてもいのはできながですがですができたいですがは対処ではなどでは対処では対処では対処では対処ではないできないできないできないできないできないができまれていいできないがでいたがは、というないののでは、というないがでは、というないがでは、というないがでは、というないがでは、というないがでは、というないがでは、というないがでは、というないがでは、というないがでは、というないがでは、というないがでは、というないがでは、というないがでは、というないがでは、というないができないができないができないができないができない。
	まとめ	ウルトラマンの行為によって損害が発生したので賠償 しろ	自分のやった行為で責任を負わなければ ならないとすると、常にウルトラマンは 出てこれない
千葉 先生 の話	司会 者に つて	対立点を整理するのが司会者の役割	
	の争	過失責任主義=発生させた損害について常に責任を負わなければならないわけではない(過失=落ち度、不注意がある場合にだけ責任を負わなければならない)このルールが採用されている理由は、常に責任を負わなければならないとすると、行動する範囲が狭くなってしまうから(行動が萎縮する)。例:結果について常に賠償を負わなければならないとすると、医者が100万人に1人重大な副作用が出る薬を投与できなくなるが、社会にとって投与しない方がいいのか?次に、ウルトラマンについて、過失があるかどうかを判断する。	

ウルトラマンのどの点に過失があったのか?

司会者の

過失につ

いての主

質問

最初にスペシウム光線を出さなかったこと(最後に出しても当たるかどうかはわからないのだから、最初に出しても当たるかどうかはわからないのだから、最初に出しても当たらない可能性があり、戦ってみて相手の強さを把握してから判断するのがウルトラマンの戦い方。まずい戦い方で過失が生じた

			とはいえない。
千生のドイ イス	を抽 象化 しよ	最初から全力で戦え・戦闘時間を短縮しろ(短縮しなかったから過失がある)	過去にも多くの怪獣と戦っており、ベストの方法で戦闘をしているのであるから、過失はない。
千葉先生のまとめ		両者の主張の共通の内容「人や財産を守るために戦わなければならない」 そのためには、どのような方法をとらなければならないか、という点について対立がある。 論争を集結させるためには、スペシウム光線の性能を考えなければならない(光線の性能を決め なければならない)=法律の議論といえども、科学的に決めなければ決着が付かないこともあ る。	
千葉先生 からの質 問		スペシウム光線以外で、自分たちの主張が通りやすいものはないか?	
主張内容	(1)	宇宙などほかの場所に連れて行って戦えば損害の発生 は回避でき、それをしなかった。	宇宙などに連れて行くことは想像できるが、ウルトラマンが現実にはできないと考えられる。怪獣が出現して、財産・命が危険にさらされている状態で、怪獣を退治するためにはまずウルトラマンが出動する以外に方法はない。
	(2)	ウルトラマンは身長40m、体重35000tもある。体型から すれば、動いただけで地震が起き、被害が生じてしま うことは容易に想像できる。	ウルトラマンの体格からして動いただけで被害が生じることは容易に想像できるが、ほかの方法を見いだすということはできず、地上で戦うしかできなかったので責任は負えない。
千葉先生 による議 論のまと め		・被害を与えることをあらかじめ認識できたかどうか(やっている行動の意味を認識できるかどうか) ・結果を認識できたとしても、行動の選択が問題となる(ほかの方法が可能か、可能でないならばそのような行動を要求するのは無理だ)	
千葉 先生 の発 言	次回 の前 提	・仮に、戦闘方法が適当ではなく(ほかの戦闘方法が可能であった)、損害賠償ができるとし て、次回以降を考える	
千葉先生 からの質 問		原告は(3)に対してどのように反論するのか?(前回の 千葉先生からの質問(3)の2を考えてくる)	違法性阻却事由とは何?
 _			